

いじめ、またはいじめ類似行為に対する処置について（フローチャート） 川西高等特別支援学校

<基本方針>

- ・人と人との関わりを大切にし、自尊感情を高める取組を計画的に実施する。
- ・教職員は、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。
- ・いじめを認知した時は組織で対応することで一部の教職員が抱え込まないようにする。また、保護者と協力しながら、必要があれば関係機関や専門機関との連携の下、その解決に向け迅速・丁寧に取り組む。
- ・いじめを認知した場合は、被害生徒を守り抜く意識を教職員全体で共有する。
- ・被害者、加害者相互により解決した後も少なくとも3か月程度、経過を見守る。

(いじめ解消要件：①いじめに係る行為がやんでいること。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。)

<いじめ、またはいじめ類似行為の発見・通報を受けた時の対応>

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。



- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。(加害生徒と隔離する。一人にしない等)



- ・発見・報告を受けた担任は、当該学年の学年主任に報告する。学年主任は、生徒指導主事(いじめ対策推進教員)と教頭に報告する。



- ・報告を受けた当日に、教頭の指示を受け生徒指導主事(いじめ対策推進教員)が「いじめ防止等対策委員会」の立ち上げ情報を伝える。



- ・「いじめ防止等対策委員会」は、関係生徒から複数の教職員で事情を聞き取り、情報を集約していじめの事実の有無を確認する。また、指導や対応の指針を決定する。



- ・「いじめ防止等対策委員会」で決定した方針は、生徒指導主事(いじめ対策推進教員)を通して全教職員に知らせる。



- ・校長は、いじめの事実確認の結果を県教育委員会に報告する。



- ・当該学年主任は、被害生徒、加害生徒の保護者に事実と今後の指導方針を説明する。



- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき、または、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに十日町警察署生活安全課に通報し、援助を求める。

<いじめられた生徒とその保護者への支援>

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ということを明確に伝えるなど、自尊感情を高めように留意する。



- ・いじめを確認したその日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に直接会い事実関係を知らせる。また、指導の方針や徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。



- ・複数の教職員や保護者と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。また、状況に応じて、当該生徒の見守りを行うなど、当該生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。



- ・いじめが解決したと思われた後も少なくとも3か月は声掛けを行うなど継続して支援を継続する。

<いじめた生徒への指導とその保護者への助言>

・いじめたとされる生徒からも複数の教職員で事情聴取を行う。(被害生徒からの一方的な情報にならないように注意する)。



・いじめがあったと確認されたときは、複数の教職員が連携し、また、必要に応じて外部専門家の協力を得ながらいじめをやめさせ、その再発を防止する処置をとる。



・いじめを確認したその日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に直接会い事実関係と指導方針を知らせる。また、対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。



・いじめを行った生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解できるように指導し、自らの行為の責任を自覚できるようにする。なお、いじめた生徒が謝罪を行う際には、以上のことを十分に指導してから行う。



・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。特に、当該生徒の自尊感情を損なうことがないように留意する。



・教育上必要があると認めるときは別室登校などの処置をとるが、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、保護者の協力の下、教育的配慮に十分留意し、当該生徒が健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。



・いじめが解決したと思われた後も少なくとも3か月は声掛けを行うなど継続して支援を継続する。

<いじめが起きた集団(傍観者、他クラスや他学年等)への働きかけ>

・いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さないという態度を周知徹底させる。また、いじめをはやしたてるなど同調する行為はいじめに加担していることだと理解させ、いじめを見ていた生徒とともに自分の問題として捉えさせる。



・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

<インターネット上のいじめへの対応>

・ネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を避けるため、直ちに本人、関係生徒、関係機関、又は業者に削除する処置をとる。また、前述のいじめ対応と同様な対応をとる。



・必要に応じ、新潟地方法務局十日町支部や十日町警察署と連携し、適切に援助を求める。